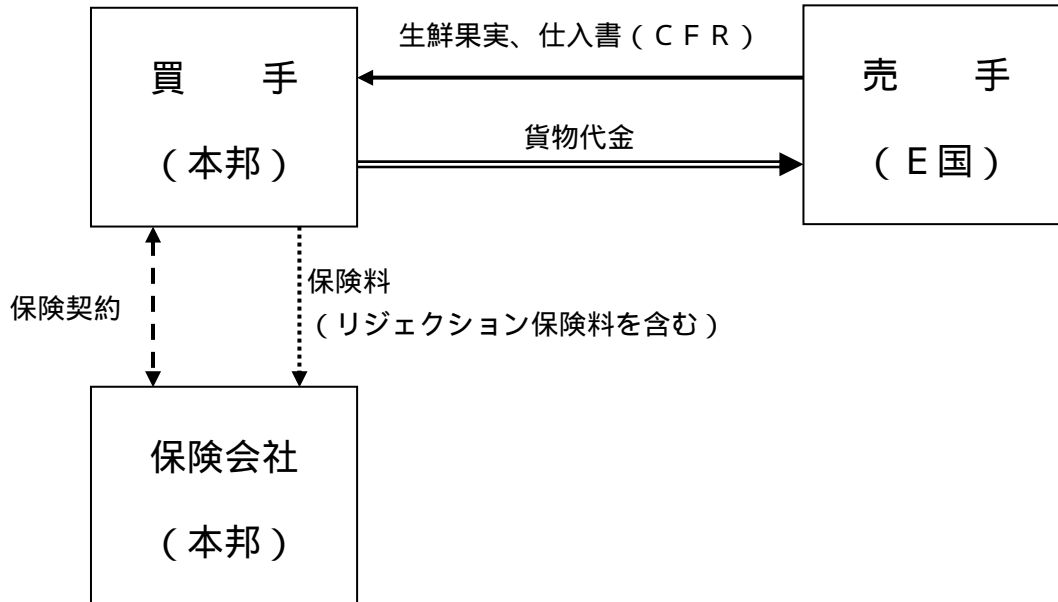


32. リジェクション保険に基づく保険料



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からCFR条件で生鮮果実を購入（輸入）しています。

当社は、輸入貨物の運送に関して、通常の上陸保険に加え、「リジェクション保険（Rejection Insurance）」も付保し、保険会社に対して保険に対する割増保険料も支払っています。

リジェクション保険とは、公権力による処分の結果により被る物的損害や処分のために発生する費用損害を特約により補償する保険のことです。

本件リジェクション保険は、農産物等が輸入国の検疫により輸入禁止、廃棄処分、消毒等を指示された場合、その損害は通常の上陸保険では検疫約款により保険会社の免責対象となりますが、当該保険に対する割増保険料を支払うことにより補償されます。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって当社が支払ったリジェクション保険に基づく割増保険料は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が保険会社に支払ったリジェクション保険に基づく割増保険料は、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する保険料」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料をいいます。

本件リジェクション保険に基づき支払われた保険料は、法律に基づき行われた検査の

結果により発生した損害を補償するもので、輸入貨物の輸入港までの運送に関係しないものであることから、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料に当たらず、輸入貨物の現実支払価格に加算する必要はありません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(4)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)